

新規上場申請に伴う提出書類一覧表（プレミア市場）
（内国株券）

規……有価証券上場規程
 施……有価証券上場規程施行規則
 ■……書面でご提出いただく書類

＜提出書類に係る留意点（電子データによるご提出）＞

- ・申請書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、名証が指定するファイル授受システムもしくは電磁的記録（DVD-R等）によりご提出ください。なお、電子データによりご提出いただく場合は、申請受付時に、提出書類一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名押印し、書面でご提出ください。
- ・Ⅰの部、四半期報告書等を電磁的記録によりご提出いただく場合は、監査報告書、四半期レビュー報告書等を含めた電子データをご提出ください。その場合、監査報告書、四半期レビュー報告書等は書面でもご提出ください（継続開示会社である場合を除きます。）。
- ・下表等に記載されている部数は、書面でご提出いただく際の部数となります。電子データでご提出いただく場合には、1ファイルのご提出でかまいません。
- ・定款は、上場申請日に電子データもしくは書面によりご提出いただき、別途、上場日にTDnetを通じた登録を行っていただきます。また、コーポレート・ガバナンスに関する報告書については、上場承認日までに確定版を電子データもしくは書面によりご提出いただき、別途、上場日にTDnetを通じた登録を行っていただきます。
- ・申請受付後に提出する書類については、名証が指定するファイル授受システムもしくは電子メール等によりご提出ください。なお、当該書類の提出の際、提出書類一覧を再作成し、提出していただく必要はありません。

書 類 名	提出時期	提出部数	根拠規定	備 考
1. 有価証券新規上場申請書■	上場申請日	1	規210条①	
2. 新規上場申請決議取締役会議事録（写）	〃	1	施221条①	
3. 登記事項証明書■	〃	1	〃	
4. 定款	〃	1	〃	
5. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部） （監査報告書添付■）	〃	1	〃 （規210条⑥）	
6. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部） 【Ⅱの部記載要領に定める添付資料】	〃	1	施221条① Ⅱの部記載要領	
(1) 直前事業年度における影響度が20%以上となる連結子会社がある場合 ・最近5年間の連結子会社の計算書類（写） （注1）連結財務諸表を作成している場合は連結計算書類も含む。 （注2）有価証券報告書を作成している場合はその写し。 （注3）連結子会社が海外にある場合は、最近5年間の決算時における為替レートを示した書面添付	〃	1	〃	
(2) 最近5年間に有価証券報告書を作成している場合 ・当該有価証券報告書記載の連結財務諸表（写） （Ⅰの部記載分除く） （注1）有価証券報告書を作成していない期間において、連結財務諸表を作成している場合は、当該連結財務諸表（写） （注2）電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には、提出不要。	〃	1	〃	
(3) 最近3年間及び申請事業年度において有価証券報告書及び四半期（半期）報告書の訂正の記載がある場合には、当該訂正報告書（写）（「上場	〃	1	〃	

申請のための有価証券報告書(Iの部)の「第二部 組込情報」に添付されている訂正報告書は除く。法定開示書類としてEDINETに掲載されている場合は不要。)				
(4) 最近5年間における連結財務諸表及び財務諸表を作成していない事業年度に関する計算書類及び附属明細書(写)	〃	1	〃	
(5) 申請会社の製・商品及びサービスについてのカタログ、パンフレット等	〃	1	〃	
(6) 最近2年間の取締役会議事録(写)(指名委員会等設置会社である場合は、最近1年間の各委員会会議事録及び執行役の決定に関する書面を含む。)	〃	1	〃	
(7) 最近1年間及び申請事業年度の監査役監査(監査等委員会監査、監査委員会監査)資料(写)	〃	1	〃	
(8) 最近1年間及び申請事業年度の監査役会(監査等委員会、監査委員会)議事録(写)	〃	1	〃	
(9) 最近1年間及び申請事業年度の内部監査資料(写)	〃	1	〃	
(10) 最近2年間の申請会社及び記載すべき子会社の法人税申告書、勘定科目明細(写)	〃	1	〃	
(11) 申請事業年度に係る中期計画、年度予算及びその策定に際して使用した一連の社内資料(写)	〃	1	〃	
(12) 最近1年間及び申請事業年度の月次業績管理資料(写)	〃	1	〃	
(13) 経営上の重要な契約(写)	〃	1	〃	
(14) 申請会社に関連する事項を記載した新聞・雑誌等の切抜き記事、アナリスト・レポート等	〃	1	〃	
(15) 独立役員届出書のドラフト	〃	1	〃	
(16) コーポレート・ガバナンスに関する報告書のドラフト	〃	1	〃	
(17) IIの部記載要領IV. 6. (1)dの適時開示資料等の管理状況などの対応を文書化した資料(社内規程、マニュアル等)	〃	1	〃	
(18) IIの部記載要領III. 2. (4)の事務フロー	〃	1	〃	
7. 反社会的勢力との関係がないことを示す確認書	〃	1	〃	
8. 上場適格性調査に関する報告書■(ドラフト)	〃	1	〃	主幹事証券会社が提出
9. 株主総会、取締役会の議事録(指名委員会等設置会社の場合、各委員会議事録又は執行役の決定に関する書面)(写)(申請事業年度)	〃	1	〃 223条(1)	申請日以降は開催後随時提出 EDINETで提出されている場合を除く
10. 経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規程、内部情報管理規程その他これらに類する諸規則(写)	〃	1	〃 221条①	
11. 株主総会招集通知及びその添付書類(最近1年間に終了する事業年度)	〃	1	〃	
12. 主要な事業活動の前提となる事項について記載した書面	〃	1	〃	
13. 株券の分布状況表	〃	1	〃	公募等の実施により基準を充当する予定である場合は

14. 株式事務代行委託契約（内諾）書、覚書（写）	〃	1	〃	不要
15. 監査概要書■（最近2年間）（直前の監査概要書には会社の会計組織、経理規程その他の整備状況等に関する公認会計士、または監査法人による評価について記載した書面を添付）	〃	1	規210条⑦	
16. 新規上場申請に係る宣誓書■	〃	1	規210条①	
17. 直近の四半期末における四半期貸借対照表	〃	1	施223条(2)	新規上場申請のための四半期報告書に財務諸表（単体）が掲載されている場合は不要 EDINETで提出されている場合を除く
18. 上場適格性調査に関する報告書■	上場承認日の3日前まで	1	施221条①	主幹事証券会社が提出
19. 時価総額算定書	上場承認日の2日前	1	規211条(3)、(5) b	
20. 上場契約書■	上場承認まで	1	〃 203条	
21. 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書■	〃	1	〃 210条⑫	
22. コーポレート・ガバナンスに関する報告書	〃	1	〃 ⑬	承認までに提出し、上場日にTDnet登録 公衆縦覧用
23. 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）（監査報告書添付）	〃	1	施228条① （規210条⑥）	公衆縦覧用
24. 新規上場申請のための四半期報告書	〃	1	〃 228条①	TDnet登録
25. 定款	上場日	1	〃 228条①	TDnet登録
26. 独立役員届出書	〃	1	〃 432条①(1)	TDnet登録
《予備申請を行う場合》 ・有価証券新規上場予備申請書■	予備申請日	1	規202条①	
《公募により「純資産の額」を充足する場合》 ・純資産の額計算書	上場承認まで	1	施230条③(1)	
《大規模な公募又は売出しを伴う新規上場に係る特例を適用する場合》 ・流通株式比率に係る基準に適合するための計画書	上場申請後遅滞なく	1	規713条②	
《直前々期の財務諸表・連結財務諸表が過去における有価証券届出書・有価証券報告書に記載されていない場合》 ・直前々期において適用される会計方針を用いた財務諸表・連結財務諸表又は当該書類に準ずるものとして当取引所が適当と認める書類（監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面添付■）	上場申請日	1	施221条① （施213条⑥(14)）	
《持株会社であって、持株会社になった後、直前事業年度の末日までに2年以上経過しておらず、かつ持株会社になった日の子会社が複数ある場合》 ・連結損益計算書（結合損益計算書） （監査報告書、ただし、当取引所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書	上場申請日	1	施221条① （規210条⑧、施226条）	

面添付■) (監査報告書又は結合財務情報に対する意見表明のための報告書添付■)			(規210条⑧、施226条)	
<p>《会社の分割等によりその事業を承継する会社であって最近2年間に承継前の期間が含まれる場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 承継する事業に係る財務計算に関する書類 (監査報告書又は部門財務情報に対する意見表明のための報告書添付■) 承継前における当該他の会社の財務諸表等 (監査報告書添付■) 	<p>上場申請日</p> <p>〃</p>	<p>1</p> <p>1</p>	<p>施221条① (規210条⑧、施226条)</p> <p>施221条① (規210条⑧、施226条)</p>	
<p>《新規上場申請会社又はその子会社が最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併当事会社の連結財務諸表等 (監査報告書(合併主体会社の財務諸表等に限る)、ただし、当取引所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面添付■) 	上場申請日	1	施221条① (規210条⑧、施226条)	
<p>《最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える合併・会社分割・子会社化又は非子会社化・事業の譲受け又は譲渡を行っている場合》</p> <p>(1) 合併(子会社が行う場合を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併当事会社の連結財務諸表等(Iの部に添付) (監査報告書、ただし、当取引所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面添付■) 新規上場申請のための被合併会社等の概要書 <p>(2) 会社の分割(子会社が行う場合を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> 承継される事業に係る財務計算に関する書類 (分割等の直前事業年度に係るものに限る) (監査報告書又は部門財務情報に対する意見表明のための報告書添付■) 新規上場申請のための会社分割概要書 <p>(3) 子会社化又は非子会社化</p> <ul style="list-style-type: none"> 子会社に係る連結財務諸表等(Iの部に添付) (監査報告書、ただし、当取引所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面添付■) 新規上場申請のための異動子会社に関する概要書 <p>(4) 事業の譲受け又は譲渡(子会社が行う場合を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規譲受け(又は譲渡)の対象となる部門に係る財務計算に関する書類 (譲受け(又は譲渡)を行った事業年度の直前事業年度に係るものに限る) (監査報告書又は部門財務諸表に対する意見表明のための報告書添付■) 	<p>上場申請日</p> <p>〃</p> <p>上場申請日</p> <p>〃</p> <p>上場申請日</p> <p>〃</p> <p>上場申請日</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>	<p>施221条① (規210条⑧、施226条)</p> <p>施221条①</p> <p>〃 221条① (規210条⑧、施226条)</p> <p>施221条①</p> <p>〃 221条① (規210条⑧、施226条)</p> <p>施221条①</p> <p>〃 221条① (規210条⑧、施226条)</p> <p>〃 221条①</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・譲受け前における当該他の会社の財務諸表等 (監査報告書添付■) ・上場申請のための事業の譲受け(又は譲渡)概要書 	上場申請日	1	# 221条① (規210条⑧、施226条)	
	上場申請日	1	施221条①	
<p>《上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社で、当該分割前に上場申請を行う場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割に係る会社法第794条第1項又は会社法第803条第1項に規定する書類(写) 	上場申請日	1	施221条①	
<p>《指名委員会等設置会社である場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法第416条第4項に規定する取締役会決議の内容を証する書面 	上場申請日	1	施221条①	この一覧表において「取締役会決議」は、各委員会議事録及び執行役の決定に関する書面(日常業務に関するものを除く。)を含む。
<p>《監査等委員会等設置会社である場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法第399条の13第5項に規定する取締役会決議の内容を証する書面 	上場申請日	1	施221条①	この一覧表において「取締役会決議」は、各委員会議事録及び執行役の決定に関する書面(日常業務に関するものを除く。)を含む。
<p>《非上場の親会社等を有している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親会社等の適時開示等に係る確約書 ・非上場の親会社等に関する決算情報 	上場申請日	1	施231条④(4)b	
	〃	1	# 221条①	決算情報の更新の都度提出
<p>《支配株主又はその他の関係会社を有している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券上場規程施行規則第411条に定める支配株主等に関する事項を記載した書面 	上場申請日	1	施221条①	
<p>《第三者割当等による募集株式の割当等を行っている場合》</p> <p>上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当を行っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続所有等に関する確約を証する書類(継続所有等に関する確約書リストを添付) ・第三者割当等による割当株式又は割当新株予約権の譲渡に関する通知書 	上場申請日 (上場申請日以後のときには遅滞なく)	1	施278条② # 280条②	継続所有等に関する確約書(写)でも可。この場合、「継続所有等に関する確約書リスト」を添付。割当を受けた者が割当株式又は割当新株予約権の譲渡を行った場合
	〃	1	# 279条② # 281条②	
<p>《上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行っている場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続所有等に関する確約を証する書類 	上場申請日	1	施282条①(2)a	継続所有等に関する

	(上場申請日以後のときには遅滞なく)			る確約書(写)でも可。この場合、新株予約権の割当に関する契約内容を証する書類及び「継続所有等に関する確約書リスト」を添付。
・新株予約権の割当等に関する取締役会の議事録写	〃	1	〃	b
・新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は譲渡につき制限を行っていることを証する書類	〃	1	〃	c
<p>《上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において、ストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合》</p> <p>・継続所有等に関する確約を証する書類</p>	上場申請日 (上場申請日以後のときには遅滞なく)	1	施283条②	継続所有等に関する確約書(写)でも可。この場合、新株予約権の割当に関する契約内容を証する書類及び「継続所有等に関する確約書リスト」を添付。
・新株予約権の割当に係る株主総会及び取締役会の議事録(写)	上場申請日	1	〃	③(1)
<p>《相互会社が組織変更後の株式会社の株券の新規上場を申請する場合》</p> <p>・最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会(保険業法に規定する社員総会又は総代会)の招集通知及びその添付書類(写)</p> <p>・相互会社から株式会社への組織変更を社員総会又は総代会において決議したことを証する書面及び組織変更後の株式会社の定款</p> <p>・保険業法第87条第1項に規定する書類(写)</p>	上場申請日	1	施221条①	
	〃	1	〃	
	〃	1	〃	
<p>《公募等を行う場合》</p> <p>・公募又は売出予定書■</p> <p>・上場前の公募等に係る配分指針</p> <p>・公募等の価格決定のお知らせ(プレスリリース)</p> <p>・公募又は売出実施通知書■</p> <p>ブックビルディング方式の場合</p> <p>・ブックビルディングの方法に関する指針</p> <p>・公開価格に係る仮条件決定のお知らせ(プレスリリース)</p> <p>(委託販売を行う場合)</p> <p>・委託販売に係る事務委託契約書■</p>	上場申請日後遅滞なく	1	施255条①	元引受証券会社が提出
	決定後直ちに	1	〃	258条②
	決定後直ちに	1	〃	257条②
	申込期間終了の日から起算して3営業日以内	1	〃	260条①
	決定後直ちに	1	〃	265条②
	〃	1	〃	266条②
	上場承認まで	1	〃	259条②
				未契約の元引受証

<ul style="list-style-type: none"> ・委託販売団の組成の要領に関する通知書 	届出書提出後直ちに	1	委託契約5条	券会社のみ 未契約の元引受証券会社のみ
入札の場合				
<ul style="list-style-type: none"> ・特別利害関係者一覧表 ・子会社及び関連会社の一覧表及び当該子会社及び関連会社の役員名簿 ・従業員名簿 ・競争入札事務委任契約書■ 	上場申請日	1	施221条①	
	〃	1	〃	
	〃	1	〃	
	上場承認まで	1	〃270条①	元引受証券会社が提出
<ul style="list-style-type: none"> ・類似会社比準価格の算定書 ・入札下限価格決定のお知らせ（プレスリリース） ・落札者名簿 	決定後直ちに	1		
	〃	1	〃269条②(4)	
	落札結果の通知日から起算して3営業日以内	1	〃257条② 〃274条②	
非取引参加者金融商品取引業者等が元引受契約等を締結した場合				
<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請会社と非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面（写） ・新規上場申請会社が非取引参加者金融商品取引業者と締結した書面提供に関する契約を証する書面（写） 	引受契約締結後直ちに	1	〃261条	
	〃	1	〃	
《数量制限付分売を行う場合》				
<ul style="list-style-type: none"> ・数量制限付分売予定書■ ・数量制限付分売後の株券の分布状況表■ 	上場申請日後遅滞なく分売の日から起算して3営業日目	1 1	施213条①(6) b (a) 〃 (c)	主幹事証券会社が提出 〃
《直接上場会社で、公募等を行わない場合》				
<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請に係る内国株券の評価額算定書 ・売委託同意株数の確認報告書 ・流通参考値段報告書 ・売委託同意株式の値段報告書 	決定後直ちに	1	施221条①	主幹事証券会社が提出
	上場承認まで	1	要請事項	〃
	上場日の2日前まで	1	〃	〃
	〃	1	〃	〃
《経営上重大な事実等が発生した場合》				
<ul style="list-style-type: none"> ・当該事項に係る報告書 	発生後直ちに	1	施223条(1)	
《財務局長等に有価証券の募集又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合》				
<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券届出書（訂正含む）及びその添付書類（写） ・有価証券届出効力発生通知書（写） ・有価証券通知書（変更含む）及びその添付書類（写） 	財務局長等に提出後直ちに	1	施223条(1)	EDINETで提出されている場合を除く
	交付後直ちに	1	〃	
	財務局長等に提出後直ちに	1	〃	
《有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集又は売出しを行った場合》				
<ul style="list-style-type: none"> ・発行登録書（訂正含む）及びその添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類（写） ・発行登録効力発生通知書（写） ・発行登録追補書類及びその添付書類並びに当該発 	財務局長等に提出後直ちに	1	施223条(1)	EDINETで提出されている場合を除く
	交付後直ちに	1	〃	
	財務局長等に提	1	〃	

行登録追補書類に係る参照書類（写） ・発行登録取下届出書（写）	出後直ちに 財務局長等に提出後直ちに	1	〃	
《財務局長等に以下の書類を提出した場合》 ・有価証券報告書（訂正含む）及びその添付書類（写） ・半期報告書（訂正含む）（写） ・四半期報告書（訂正含む）（写） ・臨時報告書（訂正含む）（写） ・自己株券買付状況報告書（訂正含む）（写） ・公開買付届出書（訂正含む）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正含む）（写） ・公開買付意見表明報告書（訂正含む）（写） ・大量保有報告書（訂正含む）及び変更報告書（訂正含む）（写） ・内部統制報告書（訂正含む）（写）	財務局長等に提出後直ちに 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1 1 1 1 1 1 1 1	施223条(1) 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	EDINETで提出されている場合を除く
《財務局長等に以下の書類が提出され、当該提出者から送付を受けた場合》 ・公開買付届出書（訂正含む）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正含む）（写） ・大量保有報告書（訂正含む）及び変更報告書（訂正含む）（写） ・公開買付意見表明報告書（訂正含む）（写）	提出者から送付を受けた後直ちに 〃 〃	1 1 1	施223条(1) 〃 〃	EDINETで提出されている場合を除く
《上場日が申請事業年度開始日以後3か月経過後となる場合》 ・新規上場申請のための四半期報告書（申請事業年度第1四半期）（四半期レビュー報告書添付■）	申請事業年度開始日以後3か月経過後	1	施223条(1) （規210条⑥、施224条①）	EDINETで提出されている場合を除く
《上場日が申請事業年度開始日以後6か月経過後となる場合》 ・新規上場申請のための四半期報告書（申請事業年度第2四半期）（四半期レビュー報告書添付■）	申請事業年度開始日以後6か月経過後	1	施223条(1) （規210条⑥、施224条①）	EDINETで提出されている場合を除く
《上場日が申請事業年度開始日以後9か月経過後となる場合》 ・新規上場申請のための四半期報告書（申請事業年度第3四半期）（四半期レビュー報告書添付■）	申請事業年度開始日以後9か月経過後	1	施223条(1) （規210条⑥、施224条①）	EDINETで提出されている場合を除く